

南砺市協働のまちづくりモデル事業 採択事業選考に係る選考方法・選考評価基準
(高齢率の高い集落・町内会・自治会及び山間過疎地域振興条例対象地区 対象枠)

南砺市協働のまちづくりモデル事業(集落・町内会・自治会枠)の採択事業選考に関する基準は、次のとおりとする。

◇選考方法◇

1. 選考

- ①選考は、南砺市協働のまちづくりモデル事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により提出された、協働のまちづくりモデル事業実施採択申請書により行うものとする。
- ②選考において、追加資料の提出の必要が生じた場合は、その旨を申請者に伝え、資料の提出を求めらるものとする。
- ③選考審査項目は、南砺市協働のまちづくりモデル事業補助金交付要綱第6条第2項各号に掲げる基準を総合的に勘案して設けることとし、次に掲げるとおりとする。
 - 1) 地域の課題解決事業であるか。(1)又は2)のどちらか)
 - 2) 地域づくり事業であるか。(1)又は2)のどちらか)
 - 3) 住民自治活動の充実・強化が期待できる事業であるか。
 - 4) 全体的な評価
 - 5) 市が実施する他の補助事業に該当しないか。

2. 決定方法

- ①採択事業の決定
 - ・各選考委員の点数を合計し、総点数の6割以上の点数の者のうち、最大5つの申請事業を採択事業とする。(集落枠で最大5団体、高齢化率の高い枠で最大5団体)
 - ・20段階評価の点数の合計が一番多い申請事業を採択事業とする
- ③各選考委員の点数の合計が同じ、且つ、20段階評価の点数の合計が同じになった場合
 - ・選考委員全員の協議により採択事業を選ぶものとする。

◇選考評価基準◇

1. 評価基準

- ①評価は、10段階及び20段階をもって評価する。
- ②10段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
10点	8点	5点	3点	1点

- ③20段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
20点	16点	10点	6点	2点

◇選考結果の公表◇

1. 公表及び結果通知

- ・選考審査の結果は、市ホームページで公表するとともに、併せて、申請した集落、町内会、自治会へも採択の可否とともに公表する。

◇2次募集◇

1. 本事業の採択件数が予算の範囲内である場合、2次募集を行う事ができる。2次募集の可否については協働のまちづくり事業選考委員会において決定する。なお、募集期間は、計画策定期間を考慮し8月末までとする。